

## 上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の申告はお早めに

市民税・県民税が源泉徴収されている上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等につき、市民税・県民税において総合課税または申告分離課税を選択する場合には、対象となる年度の市民税・県民税納税通知書の送達までに、税務署への確定申告書または市役所への市民税・県民税申告書を提出してください。

また、これらの所得につき、市民税・県民税において所得税等と異なる課税方式を選択する場合には、対象となる年度の市民税・県民税納税通知書の送達までに、税務署への確定申告書とは別に市役所への市民税・県民税申告書を提出してください。

※確定申告書(第二表)の下段「住民税・事業税に関する事項」の「住民税」のうち、「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄に、「○」を記載された人は、上記の申告は必要ありません。

### 納税通知書の送達時期＝

市民税・県民税を給与から天引きされる人(特別徴収)	5月中旬
市民税・県民税を給与天引き以外で納付される人(普通徴収)	6月上旬

※税制改正により、異なる課税方式を選択できるのは令和5年度(令和4年中の所得)の申告までです。令和6年度(令和5年中の所得)の申告からは、異なる課税方式は選択できなくなります。

問合せ＝税務課 市民税係(内線281～283)

## 固定資産税の納税通知書を発送します

令和5年度の固定資産税・都市計画税納税通知書を4月10日(月)に発送します。お手元に届きましたら課税明細書を確認し、納期限までに納付してください。

共有名義の場合、代表者以外の人には共有者用の納税通知書を発送します。なお、納付書は代表者に送付します。

郵便局では、土・日曜、祝日の普通郵便の配達を休止しています。また、配達日数の繰り下げがおこなわれているため、配達に1週間程度かかる場合があります。

### ◆よくある質問

Q:家屋の税額が急に高くなったのですが？

A:新築軽減期間(3年または5年)が終了したためです。

Q:未登記家屋の名義が変わっていないのですが？

A:法務局(☎0742-20-4534)で登記するか、市税務課で名義変更の手続きをしてください。

問合せ＝税務課 固定資産税第1・第2係(内線284～287)

## 令和5年度「学生納付特例制度」の申請受付がはじまります！

～4月から受付を開始。申請はお早めに！～

20歳から60歳未満のすべての人は国民年金の加入と、保険料の納付が義務づけられています。しかし、収入がない等の理由で保険料納付が困難な場合、学生には、本人の申請により在学期間中の保険料を納付猶予し、後から納めることができる「学生納付特例制度」があります。

**対象となる学生**＝大学(大学院)・短大・高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、各種学校等

※夜間・定時制・通信課程の人も含みます。

※各種学校は、修業年限が1年以上の課程に在学している人に限ります。私立の各種学校は、都道府県知事の認可を受けた学校に限ります。

※本人の所得審査があります。

**承認期間**＝令和5年4月～令和6年3月まで

**申請**＝年金事務所から学生納付特例申請のためのハガキが送付されますので、必要事項を記入して返送してください

※初めて申請する人やハガキが届かなかった人は、基礎年金番号のわかるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書など)と学生証(写しでも可)を持参して、市役所保険年金課 国民年金係窓口へ。マイナポータルから電子申請もできます。

※申請が遅れると、申請日前に起こった事故や病気で障害が残っても「障害基礎年金」が支給されない場合がありますので注意してください。

### ～追納しましょう～

納付猶予期間は、納付した期間に比べ受け取る年金額が少なくなります。10年以内であればさかのぼって納付(追納)することができます。将来の年金額を増やすためにもお勧めします。

※保険料の追納には、申込書の提出が必要です。

※承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料額に加算額が上乗せされます。

問合せ＝奈良年金事務所(☎0742-35-1371)

(保険年金課)

## 臨床心理士によるカウンセリング(相談無料・要事前申込)

心の悩みや人間関係の悩み、不安、心の病など、ひとりで抱え込んでいませんか？

専門の臨床心理士があなたの相談に応じます。家族からの相談も受け付けます。

**日時**＝毎週月・水曜の13時～17時(祝日を除く)

**場所**＝市役所内会議室など(申し込み時にお知らせします)

**申込・問合せ**＝電話等で障害福祉課 障害福祉係(内線535)へ